

契 約 書 (案)

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立舟入市民病院（以下「舟入市民病院」という。）に受注者が設置する飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の運営に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、本契約に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書に基づき自動販売機を設置運営し、手数料として計算された金額を発注者に支払うものとする。
- 3 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（仕様書等の疑義等）

- 第2条 仕様書等に疑義が生じたときは、発注者の解釈による。
- 2 受注者は、発注者の解釈による受注内容の確認事項などについて契約の変更を求めることができる。

（設置場所）

- 第3条 自動販売機の設置場所は別紙1及び別図のとおりとする。
- 2 前項の設置場所に設置した自動販売機について、利便性の考慮及び施設の変更その他の理由によって、発注者が設置場所を変更せざるを得ないと判断し、受注者に移設を請求したときは、受注者は、受注者の負担で、発注者が指定する新たな設置場所に自動販売機を移設するものとする。

（契約履行期間）

- 第4条 本契約の契約履行期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとする。
- 2 契約締結の日から令和8年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

（営業開始日）

- 第5条 受注者は、自動販売機の設置が可能となった日の翌日から7日後までに自動販売機の営業を開始することとする。ただし、受注者の責に帰さない事由により、営業の開始が困難であると発注者が認めた場合は、発注者が別に定める日とする。

（経費負担区分）

- 第6条 自動販売機の運営に伴う発注者及び受注者の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 発注者の負担

基本電源工事

(2) 受注者の負担

ア 自動販売機の維持管理及び補修

イ 自動販売機の運搬及び移設

ウ 電気メーター（副メーター）の設置

エ 光熱水費

地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付に係る光熱水費等算定基準に基づき、次に掲げる計算式による請求があった場合には、発注者が発行する請求書の定める期日までに納付するものとする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{光熱水費の請求額} = \text{本メーターによる月額使用料} \times \text{自動販売機に係る副メーターの表示} \\ \text{する月間の使用料} / \text{本メーターの表示する月間の使用料} \end{array} \right]$$

オ 自動販売機専用のごみ箱の設置及び使用済み容器の回収

2 発注者及び受注者いずれの責に帰すべきか明確でない事由に起因する費用については、双方協議の上、定めるものとする。

（売上代金の帰属）

第7条 自動販売機の運営による売上代金は、すべて受注者に帰属する。

（報告）

第8条 受注者は、その月の売上高について、翌月15日までに売上高が確認できる帳票・帳簿類の写し等を添えて売上高報告書を発注者に提出しなければならない。

（監督）

第9条 発注者は、自動販売機の運営について、その全般にわたり受注者を監督し、必要があると認める場合は、改善に必要な調査及び指示を行うことができる。

（固定資産の貸付許可等）

第10条 受注者は、自動販売機を設置するため固定資産（建物）を使用するに当たっては、契約締結後速やかに地方独立行政法人広島市立病院機構固定資産貸付要領第5条に定める「固定資産貸付申請書」を発注者に提出し、発注者の貸付許可を受けなければならない。

2 受注者は前項の貸付許可に伴い、発注者が定めた固定資産貸付料を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の貸付許可に際し付した条件を遵守しなければならない。

4 固定資産貸付使用料基準が変更になった場合は、発注者と受注者とが協議の上、変更する。

（手数料）

第11条 受注者は、自動販売機の月額売上高に〇. 〇〇を乗じて得た額を手数料として、四半期ごとにまとめて、発注者が指定する期限までに納付するものとする。

2 前項により算出した額に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入して得た額とする。

3 発注者に対する販売手数料の支払いに係る振込手数料は、受注者の負担とする。

（権利義務の譲渡等）

第12条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止等)

第13条 受注者は、本契約の履行の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、本契約の履行の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。

2 受注者は、前項の規定にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（地方独立行政法人広島市立病院機構競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成30年7月30日施行。以下「指名停止措置要綱」という。）第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 地方独立行政法人広島市立病院機構物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成31年2月1日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (2) 広島市の物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する広島市が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
- (3) 指名停止措置要綱第2条第1項又は指名停止措置要綱第3条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成16年12月1日施行）第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの
- (4) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者

3 受注者は、前項第4号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、前3項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

(許認可に必要な届出等)

第14条 受注者は、営業に必要な各種法令に基づく許認可を得るために必要な届出等を自ら行うものとする。

(装飾等)

第15条 受注者は、自動販売機の設置にあたっては、装飾等の色彩、寸法及び数量等について、病院施設との一体性の確保に配慮し、事前に発注者の承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

(取引)

第16条 受注者は、飲料の仕入その他自動販売機の運営上行うすべての商取引は、一切自らの名義において行うものとする。

(搬入出等)

第17条 受注者は、物品の搬入出及び鍵錠の授受等については、発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者が設定するものとする。

2 受注者は、発注者が物件に損害を与えた場合で、その損害を動産総合保険でてん補できる損害等については、請求しないものとする。

(苦情等の処理)

第19条 受注者は、自動販売機の運営に関し患者等から苦情又は要望を受けたときは、速やかに対応し、信頼の確保に努めなければならない。

(事故処置)

第20条 受注者及びその従業員の事由により自動販売機を運営できない場合は、受注者は責任をもって対応し、速やかにその解決を図るとともに、患者等への飲料の提供に支障を与えないよう努めるものとする。

(契約保証金)

第21条 契約締結日までに、年間売上予定額5,002,000円に契約割合を乗じた額の10分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、病院機構の契約規程第28条第1項第1号又は第3号に規定する契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(契約の解除)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における業務の不履行が、本契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本契約の履行に着手すべき期日を過ぎてもその履行に着手しないとき。
- (2) 前号又は次項の各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
- (2) 受注者が自動販売機を搬入・設置することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が本契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者が債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 自動販売機の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者にこの契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
 - イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
 - ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 受注者は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

4 受注者は、第1項又は第2項の規定によって本契約を解除されたときは、履行中の年度の前3年間における1年当たりの売上高の10分の1に相当する額（小数点以下切捨て）を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、履行期間が3年に満たないときは、契約始期から解除前月までの期間に基づいて、1年当たりの売上高を算出するものとする。

5 第1項又は第2項の各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約の変更）

第23条 発注者は、受注者が請け負った業務を完了するまでは、仕様等を変更することができない。

2 前項の場合において、契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第24条 受注者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 受注者は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する紛争は、広島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第26条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

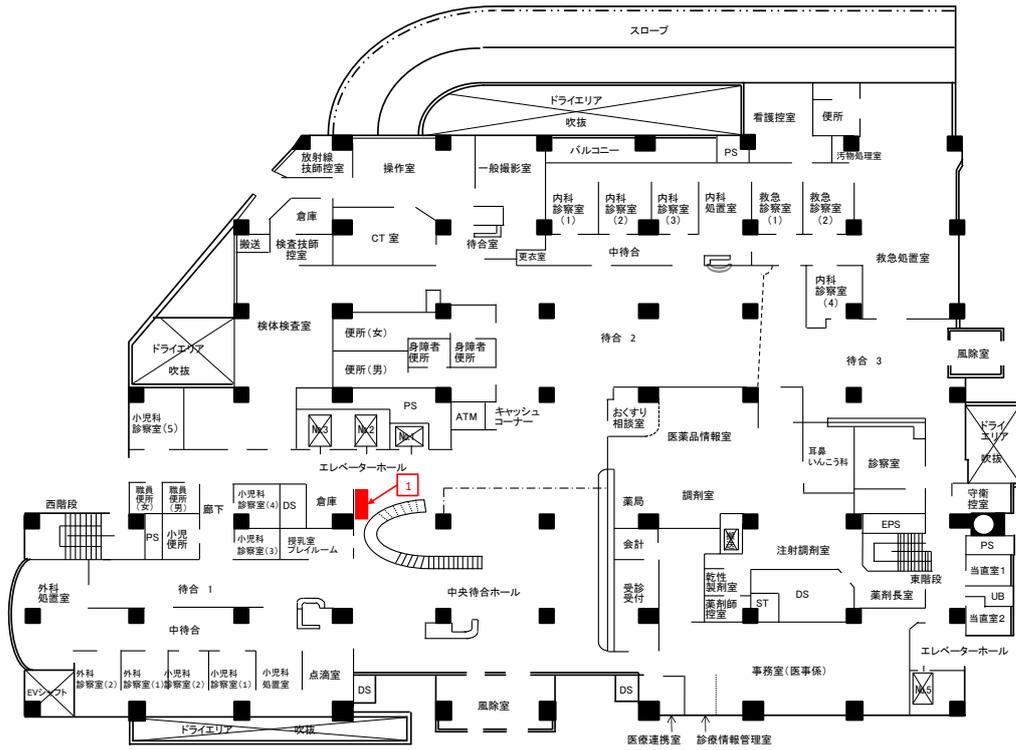
令和 年 月 日

(発注者) 広島市中区基町7番33号
地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 秀 道 広

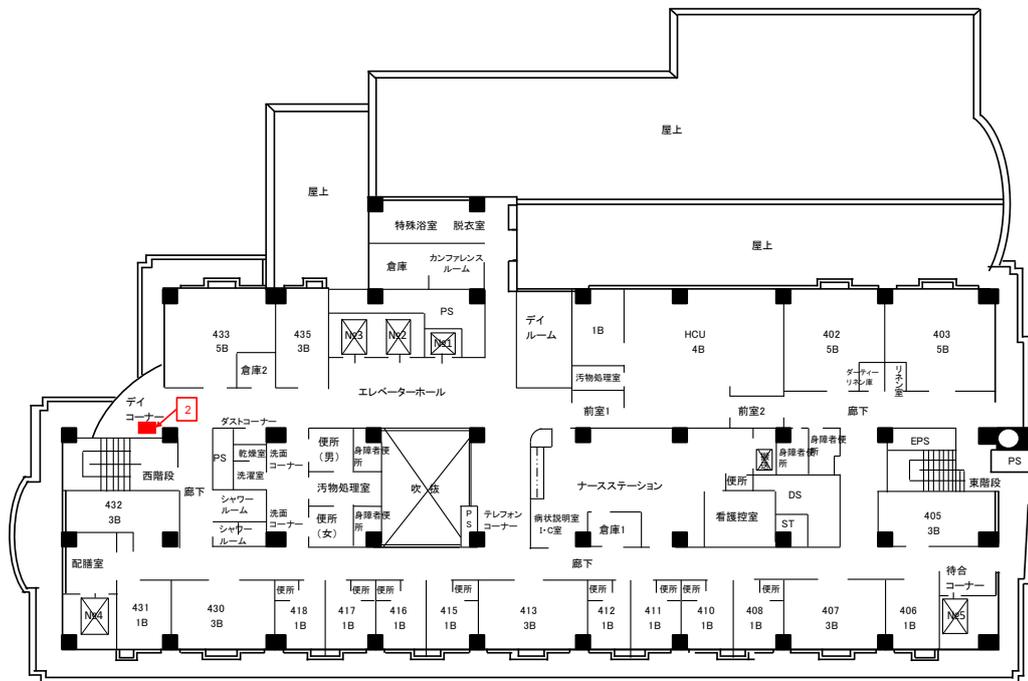
(受注者)

飲料用自動販売機設置場所一覧

別図上の番号	所在地	場所	面積
1	広島市中区舟入幸町 14 番 11 号	本館 1 階ロビー	m ²
2	〃	本館 4 階ダイルーム	m ²
3	〃	本館 5 階ダイルーム	m ²



1階平面図



4階平面図

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 受注者は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受注者は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、受注者は、発注者が様式を指定する「個人情報の取扱いに関する契約書」（以下「取扱契約書」という。）を再委託先と締結し、その写しを発注者に提出すること。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託先と締結した取扱契約書に基づき再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 受注者は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し取扱契約書に基づいて適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 受注者は、業務の作業場所を発注者に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはなら

ない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。また、発注者から承諾を得ている場合においても複写の数や複製の数を変更するときには改めて発注者の承諾を得なければならない。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに発注者に返還、又は引き渡し、若しくは発注者が指定する者の立会いのうえで作業場所の資料を削除するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者に事案の発生した経緯、想定される被害状況、情報の管理方法など発注者が必要とする内容を網羅した書面で報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、受注者は、発注者から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。